

荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施 業務基本仕様書

1 業務名

荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施業務

2 業務の目的

荒尾干潟は国内有数の渡り鳥の飛来地であり、平成24年に国指定鳥獣保護区及び同特別保護区に指定されるとともに、国際的に重要な干潟としてラムサール条約湿地に登録された。登録後、荒尾干潟のワイズユース（賢明な利用）の推進に必要な利用拠点施設の建設を地元、市及び市議会から環境省に要望。環境省では、平成25年度に「利用拠点施設基本構想」を策定し、平成27年に荒尾干潟における水鳥・湿地センター整備に係る基本計画及び基本設計を策定した。平成28年度から平成29年度にかけて建築実施設計及び展示実施設計を完了し、平成30年10月に建築工事を着工。令和元年8月10日（土）の開館を予定している。

本施設は荒尾干潟に飛来する渡り鳥や干潟に生息する生きものなどを展示物で紹介し、本市の重要な自然環境である荒尾干潟の周知を図り、干潟の調査・研究を併せて行う。また、施設を拠点に観光客や各種団体が、干潟を活用したイベント等を体験することで、交流人口の拡大及び環境教育の推進を図る重要な施設である。

そのため、施設の開館に当たっては記念式典に国（環境省）や県、有識者、関係団体代表を案内し大々的に実施することで更なる周知拡大を図る。また、施設の周知は開館前にも十分行い、施設の活用を促すものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和元年9月10日（火）まで

4 記念イベント開催日等

- (1) 開催日 令和元年8月10日（土）予定
※原則として雨天時も決行すること。
- (2) 会場 荒尾干潟水鳥・湿地センター（荒尾市蔵満字外磯20番1）
屋外。メインステージも広場に設置。

5 業務内容

以下の企画内容に係るイベント実施業務（企画立案、実行、情報発信など）を委託する。

(1) 開館日当日に、国（環境省）や県並びに有識者、関係団体代表を案内し開館記念式典（セレモニー）を行うこと。また、来賓者及び一般者（合計約200名）の座席を用意すること。

※来賓者は約120名とし、事前に出欠の確認を取ること。（郵送等）

(2) 「ラムサール条約湿地 荒尾干潟」の価値や魅力を理解し、荒尾干潟水鳥・湿地センターの開館に見合った企画内容とすること。

(3) 委託者側で、著名人にトークショー等の出席を依頼しているので、司会進行及び演出を行うこと。

(4) 荒尾干潟水鳥・湿地センターの開館を契機とし、有明海並びに九州のラムサール条約湿地が連携し、交流活動の促進に繋がるよう、これらの関係者、市民が開館記念に参加しやすい内容を盛り込むこと。

(5) 各出演者の出演時間や出演内容については、委託者・受託者双方で協議する。

(6) 情報誌、広告等を活用し熊本県内を中心とした九州圏域にラムサール条約湿地 荒尾干潟や、荒尾干潟水鳥・湿地センター開館の情報発信を行うこと。

(7) 屋外での舞台設営等は雨天対策を施し、設営並びに撤去を行うこと。

(8) 開館式典並びに開館記念行事の実施時間、実施前後は、駐車場や会場における警備を有人で行うこと。

(9) 開館日当日及び前後に実施される開館関連行事、その他のイベントに伴う駐車場誘導や担当者間の情報共有を図る会議を、契約締結後に委託者・受託者双方、イベント主催者で行うこととする。

(10) 開館記念行事に、荒尾市で活動する地元劇団による荒尾干潟を題材にした公演（20分ほど）を予定している。これに伴う事前調整を契約締結後に行うこと。

(11) 開館の事前周知を行い、荒尾干潟水鳥・湿地センターへの集客規模に応じた多くの来場者を呼び込めるようにすること。

(12) 開館記念行事並びに開館を告知する媒体（配布用ポスター200枚以上、配布用チラシ5千枚以上ほか）を作成すること。

(13) 開館記念として、来館者に配布する記念品を1,000個以上製作し、記念品には荒尾干潟ロゴマークを使用すること。

※記念品の種類数については問わない。また、開館日以降も贈呈できるものとする。

(14) 会場周辺の住民へ、行事实施や騒音、交通渋滞等に関する協力依頼の情報を事前に周知すること。

(15) 開館時期は、夏季であり、式典並びにイベント時の暑さ対策を施すこと。

6 成果品の提出

委託業務の成果品として、次のものを納品する。

- ・事業実施報告書（当日の写真付き） 2部
- ・事業で作成、使用したデータ等（紙媒体及び電子データ） 2部

7 成果品の二次利用（電子及び紙媒体）

- ・委託者が行う事業での利用及び配布に利用（複写・加工による利用を含む）

8 その他留意事項

- (1) 企画の実施に係るものについては、委託者と十分協議すること。
- (2) 交通費（打ち合わせ・準備に伴う交通費等）については、受託者の負担とする。
- (3) 原則として、事業実施に係る関係機関との協議・折衝は受託者の責任において行うこと。
- (4) 成果品に係る著作権については、荒尾市に帰属する。
- (5) 警備や音響・照明などについては、できる限り荒尾市内の業者を使用すること。
- (6) 業務運営にあたり、すべての人員配置（ステージ・駐車場等）について受託者で行うこと。

9 本仕様書

本仕様書は、プロポーザル審査会の結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行ったうえで、別途作成する。